

松本市公告第32号

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第22条第3項の規定に基づき、特定空家等の所有者に対し必要な措置をとることを命じたので、同条第13項の規定に基づき、以下のとおり公告する。

令和6年3月25日

松本市長 臥雲 義尚



記

1 対象となる特定空家等

- (1) 所在地 松本市大字神林3629番地1
- (2) 用途 住宅

2 命じた措置の内容

特定空家等（家屋番号3629番1の2）の除却。なお、対象となる特定空家等の内部又はその敷地に残置されている動産等を措置の期限までに運び出し、適切に処分等すること。特定空家等の除却により発生する動産等を措置の期限までに関係法令に従って適切に処理すること。

3 命ずるに至った事由

当該特定空家等は、法第2条第2項に定める「特定空家等」の要件である、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態に該当する。

このまま放置すると、前面道路等へ倒壊し、通行人や通行車両等に被害を及ぼすおそれがあるため、当該特定空家等を除却する必要がある。

4 命令の責任者

松本市建設部住宅課長

5 措置の期限

令和6年5月15日